小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第１６号
水戸市河和田２丁目2232番地の２市営河和田住宅52―１棟２―４号
再生債務者　増渕　直之
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成22年８月30日　水戸地方裁判所

平成２２年（再イ）第５００号
神奈川県川崎市高津区久本３―13―８―201
再生債務者　國分　清隆
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成22年８月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再イ）第３７０号
さいたま市南区太田窪５丁目13番１―201号
再生債務者　濱　裕幸
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成22年９月１日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第６０号
さいたま市中央区鈴谷５丁目12番16号
再生債務者　小林　孝志
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成22年９月２日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１４４号
横浜市保土ヶ谷区鎌谷町313番地43
再生債務者　牛ノ濱　慶
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成22年９月３日
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２１年（再ロ）第３４号
千葉市花見川区作新台４丁目15番12号　サンハイツ八千代台401号
再生債務者　梅田　求道
１　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月21日まで
４　一般異議申述期間　平成22年10月５日から平成22年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再ロ）第６号
千葉県成田市三里塚154番地３
再生債務者　古川　英典
１　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月21日まで
４　一般異議申述期間　平成22年10月５日から平成22年10月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（再ロ）第６号
青森市大字合子沢字松森163番地１
再生債務者　髙坂　一三
１　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月24日まで
４　一般異議申述期間　平成22年10月１日から平成22年10月15日まで
青森地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再ロ）第６号
北海道旭川市西神楽北２条３丁目230番地の20　宮本利明方
再生債務者　村瀬　秀行
１　決定年月日時　平成22年９月２日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月30日まで
４　一般異議申述期間　平成22年10月14日から平成22年10月21日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（再ロ）第２９号
仙台市泉区実沢字搦目30番地
再生債務者　早坂　俊彰
１　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月30日まで
４　一般異議申述期間　平成22年10月14日から平成22年10月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第１号
京都府舞鶴市字南田辺３番地の21
再生債務者　川口　和彦
１　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月30日まで
４　一般異議申述期間　平成22年10月７日から平成22年10月14日まで
京都地方裁判所舞鶴支部

平成２２年（再ロ）第７０号
大阪市生野区小路２丁目８番８号
再生債務者　阪本真三こと　阪本　眞三
１　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月30日まで
４　一般異議申述期間　平成22年10月４日から平成22年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第２１号
大阪府河内長野市旭ケ丘17番17号
再生債務者　髙橋　真一
１　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月30日まで
４　一般異議申述期間　平成22年10月７日から平成22年10月21日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１号
岩手県宮古市根市第７地割19番地
再生債務者　澤田　政春
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後２時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年10月１日まで
４　一般異議申述期間　平成22年10月15日から平成22年10月29日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第５号
福島市上鳥渡字しのぶ台75番地の３
再生債務者　佐藤　利彦
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月11日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年９月24日まで
平成22年９月３日　福島地方裁判所

平成２２年（再ロ）第８号
神戸市灘区桜口町３丁目２番10―502号
再生債務者　尾﨑　浩治
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月24日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年９月24日まで
平成22年９月２日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第７号
兵庫県西宮市枝川町３番121―404号
再生債務者　兒島　安夫
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月30日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年９月24日まで
平成22年９月３日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２１年（再ロ）第１３号
鹿児島市吉野町2632番地16
再生債務者　田代　浩二
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月９日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年９月29日まで
平成22年９月１日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係